

広報広聴・コミュニティー

ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp>

情報管理課地域情報係

市のホームページでは、大洲市の紹介、観光、防災、イベント、行政相談、広報などの情報やライブカメラ映像を発信するとともに、ツイッターでも最新情報を発信しています。

また、「お問い合わせ」のコーナーを設けていますので、電子メールで各課への問い合わせができます。

地域安全

危機管理課地域安全係・各支所地域振興課

【カーブミラーの配付・ガードレールの設置】

交通事故や河川、崖などへの転落を防ぐため、カーブミラーの配付とガードレールの設置をしています。

各地区の大洲交通安全協会支部を通じて要望をとりまとめている、緊急度が高いと判断された場所から順番に、市の予算の範囲内で対処することになっています。

なお、カーブミラーの設置費および維持・管理費は地元負担となります。

【大洲市防犯灯設置（補修）費補助金】

大洲市では防犯灯を設置、または補修する地区に対して補助金を交付しています。補助額は設置（補修）費の半額で、上限は2万5,000円です。ただし、LEDの設置については上限が3万円になります。新設・補修は、区長を通じて申請してください。なお、電気代、球切れなどの維持費は地元負担となります。

市民相談

企画調整課広報広聴係

【相談名】

- ・心配ごと相談 ・不動産無料相談 ・ふれあいスクール相談 ・青少年相談室 ・子育て相談
- ・無料法律相談 ・市民法律相談 ・年金出張相談 ・人権相談 ・行政相談 ・物忘れ相談

※詳しい日時、場所については、「広報大洲」の相談ごと案内でご確認ください。

いずれの相談も無料で行っています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

消費生活相談

商工観光課商工係・各支所地域振興課

消費生活センターは、消費者から消費生活についての相談を受け付け、解決に向けてのお手伝いをしたり、消費生活トラブルの未然予防を目的とした情報提供などの啓発活動を行っています。

商品やサービスの契約などで疑問に感じること、困った時は、お気軽に当センターへご相談ください。

また、当センターでは多重債務の相談も受け付けています。相談の内容に応じて、債務整理の方法を説明し、法律の専門機関などをご案内します。ひとりで悩まず、お早めにご相談ください。

トラブルから身を守るには、正しい知識を身に付け、未然に防ぐことが大切です。そこで、当センターでは最新の事例や悪質商法の手口、トラブルにあった時の対処法などを紹介する啓発出前講座を行っています。ぜひ、地域の団体などで計画してください。

■大洲市消費生活センターのご案内

住 所	大洲市大洲690番地の1 商工観光課内
開 設 日 時	月曜日～金曜日（ただし、祝日および年末年始は除く。） 午前9時～正午、午後1時～5時
連 絡 先	24-1790（相談専用電話）
相 談 方 法	電話または来所

男女共同参画に関する相談

企画調整課男女共同参画係

性別による差別や人権侵害などの相談を行っています。月～金（ただし、祝日および年末年始は除く。）の執務時間中に、担当課までお問い合わせください。

選挙

選挙権・被選挙権

選挙管理委員会（総務課選挙係）

【選挙権】

日本国民で満20歳以上の人。ただし、市議会議員や市長（県議会議員や知事）の選挙の場合は、引き続き3か月以上、市内（県内）に住所を有すること。

【被選挙権】

- 衆議院議員・市長…日本国民で年齢満25歳以上の人
- 参議院議員・知事…日本国民で年齢満30歳以上の人
- 県・市議会議員……年齢満25歳以上の日本国民で、その選挙の選挙権を有する人



選挙人名簿の登録

選挙管理委員会（総務課選挙係）

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておき、投票の時に照合して選挙人の確認など、選挙の公正を図るために作る名簿です。この名簿に登録されていない人は、選挙権があっても投票することができません。

【選挙人名簿の登録要件】

- ・日本国民で年齢満20歳以上であること
 - ・大洲市の住民票が作成された日（転入者にとっては転入届をした日）から引き続き3か月以上、大洲市の住民基本台帳に記録されていること
- ※住所を異動（転入・転出・転居）した時は、「住民異動届」をしないと新住所地の選挙人名簿に登録されません。

投票

選挙管理委員会（総務課選挙係）

【入場券】

投票所に出かける時は、入場券を忘れないようにしましょう。入場券には、投票所、投票時間が書いてありますので、定められた時間内に投票所に行って投票してください。

入場券を失くした時は、投票所の受付係に申し出てください。

【投票時間】

原則として午前7時から午後8時までです。

特別な投票方法

選挙管理委員会（総務課選挙係）

【期日前（不在者）投票】

選挙の当日、仕事などにより投票所に行って投票できない人は、期日前に投票をすることができます。なお、他市町村で投票する場合は不在者投票となります。

○期日前（不在者）投票のできる期間…選挙の期日の公示（告示）の日の翌日から選挙の期日の前日まで

○期日前（不在者）投票を行う場所……市内に設けられる期日前投票所。ただし、他市町村選挙管理委員会または県選挙管理委員会が指定した病院・施設などでは不在者投票となります。

【郵便等による不在者投票】

身体に重度の障がいのある人で、一定の要件に該当する人や要介護5の人は、自宅などで投票の記載をし、これを郵送して不在者投票をすることができます。また、郵便等による不在者投票ができる人で一定の要件に該当し、自署できない場合は代理記載ができます。

【点字投票】

目の不自由な人は、投票所で投票管理者に申し出れば、点字による投票ができます。

【代理投票】

身体の故障または文盲のために、投票用紙に候補者名などを書くことができない人は、投票所で投票管理者に申し出れば、代理（投票事務従事者が代わりに書く。）投票することができます。

市議会

市議会とは

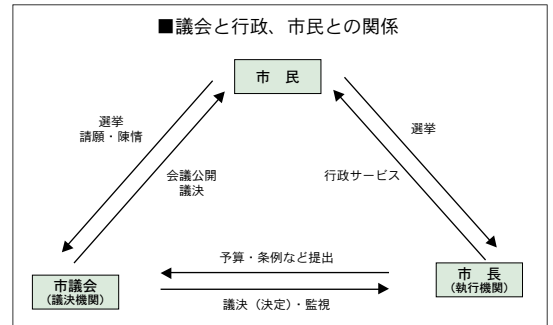
議会事務局

地方公共団体には、執行機関と議決機関が置かれています。執行機関とは、地方公共団体の行政事務を管理執行する機関で、市の場合、市長、各種行政委員会（教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会など）がこれにあたります。

議決機関とは、地方公共団体の予算・条例などを決定する意思決定機関であり、地方自治法ではこの議決機関のことを議会といいます。議会の決定に従い、執行機関は業務を行います。業務の執行状況などを監視・チェックすることも議会の大きな役割のひとつです。

市議会の役割は、次のようなことです。

議決	条例や予算を定めたり、決算の認定、契約の締結など、重要な議案などを審議し、その可否を決定します。
検査・監査請求	市の事務を検査したり、監査委員に監査を請求します。
意見書	公益（市民生活に大きく関わる）に関することについて、市議会の意見を国や県などの関係機関に提出します。
調査	市の事務を調査し、関係人の出頭や証言、記録の提出を請求します。
請願・陳情の審査	市民から提出された請願や陳情を審査します。
同意	副市長、監査委員など市長が選任する重要な人事は、議会の同意が必要です。



市議会のしくみ

議会事務局

現在、大洲市議会では25人の議員（任期4年）によって構成されています。

議会は、条例などで年4回（3・6・9・12月）開くと定められている定例会と、必要に応じて開く臨時会があります。

議会の招集は市長によって行われますが、会期は議会で決定します。通常、議会初日には会期の決定や提出された議案の提案理由の説明などを行います。その後、議案に対する質疑・一般質問・委員会審査を経て、最終日に表決という順序になります。

【委員会】

議会の内部審査機関として議会運営委員会、常任委員会、特別委員会があります。

大洲市議会では、条例で総務企画、厚生文教、産業建設の3つの常任委員会と議会運営委員会を設けて、議案、請願などを専門的に審査しています。



特別委員会は、必要がある場合に議会の議決により設けることができます。

【会議の傍聴】

本会議を傍聴したい人は、本庁5階の傍聴席から傍聴することができます。議が始まるのは、通常午前10時からです。

傍聴時には、傍聴席入口にある受付簿に住所・氏名を記入してください。

また、各支所では、イントラネットによる議会議中継を放映していますので、本庁へ来なくても、最寄りの支所で会議の様子を見ることができます。

【請願・陳情】

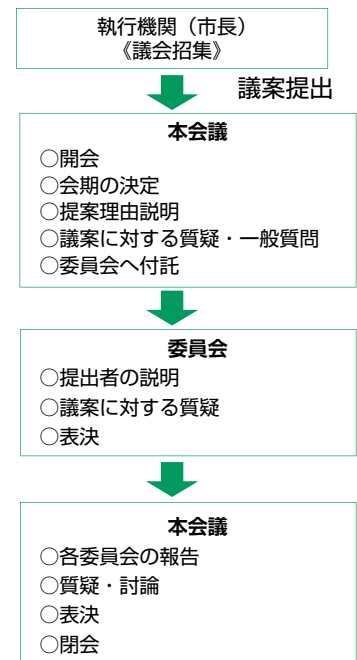
請願は憲法によって認められた権利で、誰でも自由に請願が可能です。

請願書は、邦文を用いた文書で、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所および氏名（法人の場合は、その名称および代表者の氏名）を記載して押印するとともに、紹介議員が必要となります。

大洲市議会では、定例会の約一週間前に開かれる議会運営委員会までに受理したものを、その定例会で審議しています。

なお、陳情の場合は議員の紹介は必要ありません。

■議会の流れ



人 権

人 権 擁 護 委 員

【人権擁護委員はあなたのまちの相談相手です】

人権擁護委員制度は、私たちが平和に生きていく上で最も大切な権利が侵されないように、また侵された場合に助言や救済などをするための制度です。

人権擁護委員は、市民の基本的な人権が侵害されないように絶えず監視し、もしこれが侵害された時は、救済のための措置をとるとともに、人権思想の普及や高揚に努めています。

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害、家庭および近隣関係などで、人権問題で困っている人は、お近くの人権擁護委員か松山地方法務局大洲支局までご相談ください。

人権啓発課人権啓発係

人 権 擁 護 委 員（平成24年4月1日現在）

（大洲地区）

松岡昇平	成能甲890番地	☎27-0107
上野マリエ	大洲407番地7	☎23-2123
松岡強	八多喜町甲1171番地の2	☎26-0136
松田智子	西大洲甲1331番地7	☎23-4414
山本康幸	喜多山乙170番地	☎25-5763
上田弘	若宮696番地6	☎24-6370
谷本京子	平野町平地5025番地	☎23-2132

（長浜地区）

下田美澄	長浜町下須戒甲2050番地	☎52-1616
矢間栄津美	長浜町今坊甲1407番地	☎52-0815

（肱川地区）

浅野卓磨	肱川町予子林248番地2	☎34-3434
上岡時子	肱川町名荷谷2155番地5	☎34-2473

（河辺地区）

福見都志子	河辺町川崎739番地	☎39-2643
高橋サエ子	河辺町三嶋2465番地	☎39-2950

松山地方法務局大洲支局 ☎50-5055

人 権 ・ 同 和 教 育

人権啓発課人権啓発係

○基本方針

「人権を守り、市民の全てが取り組む人権・同和教育の展開」をスローガンとして、同和問題をはじめとするいろいろな人権問題に関する教育並びに啓発の推進を図ります。

この基本方針に沿い、学校、公民館、隣保館、福祉会館などを拠点として人権・同和教育を進めています。

【学校における人権・同和教育】

差別しない、差別に負けない、差別を許さない児童生徒の育成に努めています。

【地域社会における人権・同和教育】

公民館などを拠点として、各種学級、PTA、青年団、婦人会、老人会などの団体組織による研修活動の推進や各地区人権教育協議会との連携のもと、懇談会の開催などにより、地域ぐるみで同和問題をはじめとする、いろいろな人権問題に関する教育並びに啓発の推進を図ります。

【「きずな」の発行】

年4回、地域での活動内容や市民各層の意見を掲載した人権・同和教育啓発誌「きずな」を発行しています。

【身元調査お断り運動】

「人権尊重都市」宣言をしている大洲市では、お互いの人権を守るため、身元調査を許さない地域社会づくりに努力しています。

交通災害共済

交通災害共済

危機管理課地域安全係・各支所地域振興課

【加入資格】

市内に在住し、住民登録または外国人登録をしている人。ただし、市外に居住している人でも、共済加入者の被扶養者（学生など）であれば加入することができます。

【共済掛け金】 1人年額 一般 700円 中学生以下300円（加入は1人1口に限りませう。）

【共済期間】 4月1日～翌年3月31日（年度途中での加入の場合は、掛金納入の翌日から3月31日まで）

【災害見舞金請求】

災害見舞金の請求には、災害見舞金請求書のほかに、交通事故証明書（人身事故）、医師の診断書などの書類が必要となりますので、治療が終了したら危機管理課または各支所地域振興課までお問い合わせください。

なお、請求のできる期間は、交通事故により災害を受けた日の翌日から2年以内です。

【適用となる交通事故】

日本国内で、自動車、原動機付自転車、自転車などの交通により、共済加入者が交通乗用具の接触または衝突により傷害を受けた場合に適用されます。

災害見舞金の支払額（平成23年度現在）

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡	100万円
2等級	医師の治療実日数200日以上	15万円
3等級	医師の治療実日数100日以上200日未満	12万円
4等級	医師の治療実日数70日以上100日未満	10万円
5等級	医師の治療実日数50日以上70日未満	8万円
6等級	医師の治療実日数30日以上50日未満	6万円
7等級	医師の治療実日数16日以上30日未満	3万円
8等級	医師の治療実日数7日以上16日未満	2万円

※交通事故証明書の提出がない場合は上記の半額になります。

※「リハビリ」は、治療内容により、治療実日数の対象とならない場合があります。

情報公開制度

情報公開制度

情報管理課情報統計係

【情報公開制度の目的】

市民の知る権利を明らかにし、公正で開かれた市政を推進するため、公文書の閲覧やその写しの交付を受けることができます。

【公開を請求できる人】

- ・市内に住んでいる人
- ・市内に事務所または事業所がある個人および法人
その他の団体
- ・市内の事務所または事業所に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・事務または事業に利害関係を持つ個人および法人
その他の団体

【公開できない情報】

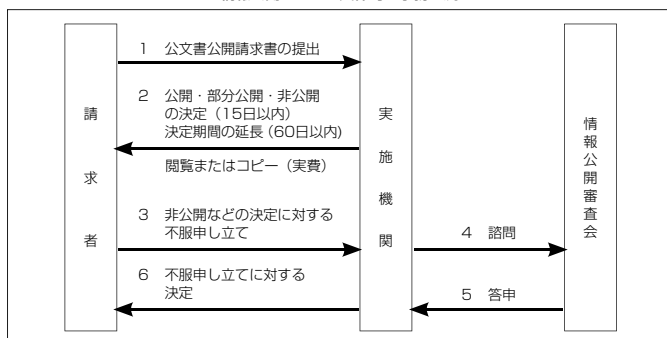
市が持っている情報は、原則として公開しますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている公文書は公開できない場合があります。

なお、請求に対する回答に不服がある場合は、異議を申し立てることができます。

【情報公開費用の負担】

公開にかかる費用は、無料です。写しが必要な時は、コピー代を実費負担してください。また、郵送による場合は、別に郵送料が必要となります。

情報公開における具体的な事務の流れ



個人情報保護制度

個人情報保護制度

【個人情報保護制度の概要】

市が保有する個人情報の保護のため、その適正な取り扱いについて、条例により必要な事項を定めるとともに、条例に基づき、自己の情報の開示、訂正、利用停止を請求することができる制度です。

【個人情報保護制度の請求の方法】

個人情報の開示、訂正などについては、原則として本人のみが請求できます。

請求する時は、本人であることを証明する書面（運転免許証、旅券、保険証など）が必要です。

所定の請求書に必要事項を記入し、提出してください。

原則として、個人情報の開示請求については、請求書が提出された日から15日以内に、訂正・利用停止請求については、請求書が提出された日から30日以内に、請求のあった個人情報を開示するか非開示とするか、または、訂正・利用停止するか訂正・利用停止しないかを決定し、請求者に通知します。

【個人情報の開示、訂正などの方法】

個人情報の開示方法については、通知された日時・場所で公文書などを閲覧していただくか、写し（コピー）を交付します。

なお、訂正などの請求については、調査および処理結果を請求者に通知します。

【個人情報開示などの費用負担】

開示、訂正などに係る費用は、無料です。

ただし、写しが必要な時はコピー代を実費負担してください。

また、郵送による場合は、別に郵送料が必要となります。

【開示できない情報】

市が持っている情報は、原則として開示しますが、法令などの規定により開示できない場合があります。

情報管理課電算係

個人情報開示などの流れ

